

トピックス

技術士（農業部門・植物保護）のすすめ

玉川大学学術研究所 白 比 忠 明
東京大学応用昆虫学研究室 田 付 貞 洋

はじめに

2004年4月1日、「技術士（農業部門・植物保護）」という植物保護分野の関係者にとって実に待望久しかった国家資格がついに誕生した。いわば植物の医師・薬剤師に相当する資格で、通称「植物保護士」と呼ばれる。ただし、医師や薬剤師が業務独占資格であるのに対して、技術士は名称独占資格である。技術士とは、技術士法に基づいて行われる試験（技術士第2次試験）に合格し、法定の登録を受けた者に対して文部科学省が認定する国家資格で、技術士法上「科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者」を指し、科学技術の応用面に携わる技術者にとって最も権威のある称号である。植物保護に関連する5学会（日本植物病理学会、日本応用動物昆虫学会、日本雑草学会、日本農業学会、植物化学調節学会）では、技術士（農業部門・植物保護）の誕生を契機に、この制度の周知徹底を図って多くの関係者に技術士試験の受験を促すとともに、この制度をより有効に利活用できるような社会的な体制を整えるために「技術士に関する委員会」を設置し、5学会の連携のもとに各学会における広報活動や関係省庁等に対する請願活動を行うとともに、今後の具体的対応を協議してきた。本稿では、植物保護関連分野における技術士問題のこれまでの経緯と現状、ならびに今後の展望について簡単に紹介したい。なお、技術士の第1次試験はJABEE（日本技術者教育認定機構）が認定する技術者教育プログラムの修了者には免除されることから、その関連でJABEEの現状についても若干ふれることとする。

I 技術士（農業部門・植物保護）

日本植物病理学会や日本農業学会の会員の中には、かねてから医師、獣医師あるいは薬剤師に対応するよう

Invitation to Professional Engineers (Plant Protection). By
Tadaaki HIRI and Sadahiro TATSUKI

(キーワード：技術士、植物保護、JABEE)

国家資格として、「植物保護士」あるいは「農業士」のような制度の制定を切望する声があり、また、植物保護関連の大学関係者の間にも卒業する学生達に学士の学位に加えて何らかの公的な認定資格を与えられないかという悲願があった。従来、植物保護に関連する主な資格としては、(財)日本緑化センターが認定し、樹木の診断および治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及および指導を行う「樹木医」、(社)緑の安全推進協会が認定し、病害虫・雑草の防除に関する高度な知識と技術を取得し、農薬の安全・適正使用の普及並びに指導・監督を行う「緑の安全管理士」、および各都道府県が認定し、農薬販売業者や防除業者等が取得して農薬の安全使用が図られるよう指導する「農薬管理指導士」がある。いずれも一定期間の業務経験、短期間の研修、および資格審査に合格することが必要であるが、前2者は民間資格であり、後者は期間限定の都道府県の資格である。

一方、技術士は1958年（昭和33年）に制定された国の制度で、科学技術の全領域にわたる21の技術部門があるが、さらにその各部門が第2次試験の選択科目によって細分化されており、現在「農業部門」には、「畜産」、「農芸化学」、「農業土木」、「農業及び蚕糸」、「農村地域計画」、「農村環境」、「植物保護」の7科目がある。このうちの「植物保護」が、2004年度に従来の「農業及び蚕糸」から新たに独立して設けられた科目である。従来、植物保護関係の技術士は「農業及び蚕糸」の科目に属していたが、「農業土木」や「林業部門」の「森林土木」などに比べて、その知名度が低く、また、制度的にも十分活用されているとはいえないかった。このような状況に対して、かねてから大きな危惧を抱いていた1人の先輩がおられた。応用昆虫学の専門家で長年農業関連企業に勤められ、現在は日本技術士会で農業部会幹事として活躍をされている安東和彦氏である。「農業及び蚕糸」から「植物保護」を分離・独立させるべきという氏の先見の明と我々関係者に対する熱心な働きかけが発端となって、関連学会でも技術士制度の重要性が認識されるようになり、日本技術士会の農業部門における内部調整を経